

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

令和5年4月1日【第7版】

京都産業大学

1.	はじめに	1
2.	感染リスクへの対応	1
	(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）	1
	(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）	1
	(3) 「密接」の場面への対応.....	1
3.	教職員や学生等の基本的な感染症対策.....	1
	(1) 大学が講じる対応.....	1
	(2) 個人が講じる対応.....	2
	(3) マスク着用の考え方.....	2
4.	大学において感染者が発生した場合	3
	(1) 感染者及び濃厚接触者になった場合	3
5.	大学の諸活動における対策.....	4
	(1) 授業	4
	(2) 学外活動（インターンシップ、フィールドワーク等）	4
	(3) 研究活動	4
	(4) 課外活動	4
	(5) 教職員（学生アルバイトを含む）の勤務.....	4
	(6) 大学の活動に協力する学生団体.....	4
	(7) イベント開催.....	4
	(8) 海外渡航	5
6.	施設利用	6
	(1) 図書館.....	6
	(2) 情報処理教室.....	6
	(3) ラーニングcommons、グローバルcommons、スチューデントcommons.....	6
	(4) F工房.....	7
	(5) グラウンド、体育館.....	7
	(6) 保健管理センター.....	7
	(7) 寮.....	7
	(8) 国際交流会館.....	8
	(9) 松の浦セミナーハウス・神山研修室棟.....	8
	(10) むすびわざ館	8
	(11) ギャラリー	9
	(12) 食堂等厚生施設.....	9
	(13) その他の施設	9
	(14) キャンパス内の清掃、消毒等.....	9

7.	その他.....	10
(1)	交通対策.....	10

1. はじめに

「京都産業大学の新型コロナウイルス感染症に対する活動指針」（以下、活動指針）に応じて、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に従い、引き続き感染予防対策を講じることとする。

なお、本ガイドラインは活動指針レベル「1」を想定したものである。活動指針レベル「2」以上となった場合の対応については別途定めるものとする。

2. 感染リスクへの対応

本学においては、基本的な感染対策の取り組みを十分に行い、授業や課外活動をはじめとする諸活動を平常にすることと両立させるべく、学生生活における感染予防対策を講じるものとする。以下に基本的な感染対策としての取組を例示する。

(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）

- ①可能な限り、常時室内の換気を行う。
- ②常時換気が困難な場合には、適宜、窓（扉）を一定時間開放することを心がける。
- ③エアコン使用中においても換気を積極的に行う。

(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）

- ①通勤通学で公共交通機関を利用する場合、混雑している車両を避けるなど、対人距離の確保に心がける。
- ②教室や研究室、食堂等における対人距離の確保を心がける。
- ③対面での食事や大声での会話を控えるようにする。

(3) 「密接」の場面への対応

マスク着用は個人の判断に委ねられるものではあるが、感染対策上の理由により、マスク着用を求める場合もある（後述の「マスク着用の考え方」参照）。

3. 教職員や学生等の基本的な感染症対策

(1) 大学が講じる対応

- ①全構成員に対する感染予防と総合的な健康増進の啓発活動を行う。
- ②手指衛生を啓発する。また、ハンドドライヤーの稼働は可とする。
- ③マスクを着けずに大声で会話をしたり飲食をしたりすると、感染リスクが高まるこ

とを意識させ、換気及び咳エチケットを啓発する。

- ④学生寮や国際交流会館において、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染者が発生した場合は、隔離等、感染対策を講じる。また、新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キットを常備する。※一人部屋は必須としない。
- ⑤咳、咽頭痛、発熱など体調不良時には、キャンパスへの入構を控えること。また、授業担当教員は、これに該当する欠席者に対して、教育的配慮を行う。
- ⑥保健管理センターでは、新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザの抗原定性検査キットを使用した診療を行う。
- ⑦座席は通常の間隔に戻す。本来の教室等の収容人数まで入室可能とする。
- ⑧食堂、休憩室、事務室のパーティションは、利用者数や換気状態を勘案して順次撤去するが、黙食の啓発は続ける。
- ⑨ゼミ、クラブ・サークル等での感染リスクの高い飲食を伴う会合・コンパ（屋外・自宅等を含む）などは、「5類」への引き下げ（5月7日まで（2類相当の間））まで引き続き禁止する。

（2） 個人が講じる対応

- ①食事、身体活動、睡眠などの生活習慣を見直し、感染防御力を高める。
- ②手指衛生（15 秒以上の水とせっけんによる手洗い、あるいはアルコール消毒）を徹底する。
- ③マスクを着けずに大声で会話をしたり飲食をしたりすることは控える。換気及び咳エチケットを励行する。
- ④咳、咽頭痛、発熱などの体調不良時は、大学への入構や外出を控える。外出せざるを得ない場合はマスク着用を強く推奨する。また、高齢者や基礎疾患を持つ人などの感染リスクの高い人と会わない。
- ⑤体調不良が続く場合は、医療機関を受診する。大学入構後に体調不良が発生した場合は、保健管理センターを受診する。

（3） マスク着用の考え方

4月1日以降は、マスクの着用を求めないことを基本とするが、個人の判断により着用しても差し支えない。ただし、以下の場合はマスクの着用を強く推奨する。

①体調不良時

咳、咽頭痛、発熱など体調不良時は、大学への入構を控えることとする。なお、入構後に体調を崩した場合等は、マスク着用を強く推奨する。

②シャトルバス車内

車内が混雑することがあることから、当面の間、時間帯を問わずマスク着用を強く推奨する。※地下鉄、路線バス等は各事業者の案内に従う。

③同居家族に陽性者がいる場合

濃厚接触者として自宅待機すること。

(5類への引き下げ以降)

周囲の者に感染を広げないため、外出を控えること。通勤・通学等のやむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスク着用を強く推奨する。

④授業について

授業形態によっては、マスク着用を求める場合もあるので、その指示に従うこと。

⑤その他

施設管理者やイベント等の責任者がマスク着用を推奨する場合は、その指示に従うこと。

4. 大学において感染者が発生した場合の対応

(1) 感染者及び濃厚接触者になった場合

学生や教職員が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（濃厚接触者については、令和5年5月7日まで（2類相当の間））は、厚生労働省および居住先の各自治体が定める期間、または医療機関から指定された期間、自宅療養および自宅待機を行う。学生が対面授業等を欠席する場合は、学生自身で担当教員に連絡のうえ、対応を相談すること（その他、授業に関する不明点等は、所属学部等の事務室に問い合わせること）。相談を受けた授業担当教員または学部事務室は、授業等の取り扱いについて指示、助言等を行う。教職員が自宅療養および自宅待機を行う場合には、各自で所属部署等に連絡のうえ、対応を協議すること。

<参考>

【京都府 HP】新型コロナウイルス感染症の陽性となった方へ

<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/youseisha.html>

【京都市 HP】新型コロナウイルス感染症と診断された方・濃厚接触者となった方へ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000294318.html>

※その他の居住先については、各自で HP 等の情報を参照すること。

5. 大学の諸活動における対策

(1) 授業

基本的な感染予防対策を施したうえで、本学の活動指針に応じ、対面授業を実施する。

(2) 学外活動（インターンシップ、フィールドワーク等）

インターンシップ、フィールドワーク、合宿形式の授業、PBL等における学外での教育活動を実施する場合、以下の点に留意する。

<留意事項>

- ①活動先（活動の対象となる企業や自治体等）の指示に従い、活動先のガイドラインや感染予防策等を遵守する。
- ②活動にあたっては、感染予防、健康チェック等に留意する。
- ③合宿形式の授業や宿泊を伴うフィールドワーク等の実施にあたっては、感染予防対策を施したうえで行う。

(3) 研究活動

基本的な感染予防対策を施したうえで、本学の活動指針に応じ、研究活動を行う。

(4) 課外活動

- ①学生の課外活動については、活動指針レベルに準じて対応する。
- ②本学の「課外活動ガイドライン」を基に、感染予防対策を施したうえで活動する。

(5) 教職員（学生アルバイトを含む）の勤務

- ①教職員の勤務については、通常どおりとする。
- ②勤務にあたっては、「3. 教職員や学生等の基本的な感染症対策」の内容を遵守すること。

(6) 大学の活動に協力する学生団体

ピア・サポーター、学生就職アドバイザー、学生広報スタッフといった、大学の活動に協力する学生団体の活動にあたっては、学生アルバイトに準じた対応とする。

(7) イベント開催

各種イベントの開催は、国・各行政機関等の目安を参考に判断し、イベント主催者は、

基本的な感染症対策を施したうえで、開催するものとする。

(8) 海外渡航

海外への渡航や一時帰国をする場合、外務省海外安全ホームページ

(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)を参考にして、行動すること。

外務省海外安全情報の危険情報が発令されている場合は、国際交流センターが定めている危機管理マニュアルに従うこと。

やむを得ず海外渡航を計画する場合は、外務省海外安全情報(感染症危険情報)のレベルに応じて、以下の対応をとること。

①外務省 海外安全情報 感染症危険情報 「レベル1：十分注意してください。」

感染症危険情報において「レベル1」が発令されている国や地域への渡航については、十分な渡航計画と情報収集のもと各自の責任で感染予防対策を行うこと。

【教職員】

- ・教職員が、海外渡航(海外出張、一時帰国を含む)をする場合は、所定の申請書(国外出張願、海外渡航願、旅行届等)を学部長等所属長に提出すること。
- ・渡航先の国・地域への入国時及び帰国時における水際措置、取るべき行動並びに感染拡大防止のための法令及びルール(ワクチン接種証明書所持・PCR検査の実施など)を把握し、対応すること。
- ・自身の安否や渡航先の感染状況について、メール等により随時、所属の学部事務室等と共有すること。

【学生】

- ・学生の海外留学(交換・派遣・認定)、海外短期語学実習、学部独自の海外渡航プログラム、課外活動における海外遠征については、所管部署の指示に従うこと。
- ・海外渡航を理由とした休学については、十分な渡航計画のもと各自で感染予防対策を講じたうえで、所定の期日までに必要書類を整えて、所属学部事務室で手続きを行うこと。
- ・上記以外の渡航(私的渡航を含む)については、十分な渡航計画のもと各自で感染予防対策を講じたうえで対応すること。なお、渡航にあたっては、渡航前に渡航先情報を本学所定のWebサイトに登録すること。

②外務省 海外安全情報 感染症危険情報 「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」
感染症危険情報「レベル2」が発令されている国や地域への渡航は原則取り止めること。
ただし、感染症危険情報において「レベル2」であっても、以下の条件ならびにルール

を守ることを前提に海外渡航を許可する場合がある。

【教職員】

- ・海外渡航（海外出張、一時帰国を含む）をするやむを得ない理由がある場合。
- ・教職員が、海外渡航（海外出張、一時帰国を含む）をする場合は、所定の申請書（国外出張願、海外渡航願、旅行届等）に加えて海外渡航の理由書を学部長等所属長に提出すること。
- ・渡航先の研究機関等が受入を許可していること（研究機関にて研究活動を行う場合）。
- ・渡航先の国・地域への入国時及び帰国時における水際措置、取るべき行動並びに感染拡大防止のための法令及びルール（ワクチン接種証明書所持・PCR 検査の実施など）を把握し、対応すること。
- ・自身の安否や渡航先の感染状況について、メール等により随時、所属の学部事務室等と共有すること。

【学生】

- ・学生の海外留学（交換・派遣・認定）、海外短期語学実習、学部独自の海外渡航プログラム、課外活動における海外遠征については、所管部署の指示に従うこと。

- ③外務省 海外安全情報 感染症危険情報 「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」以上
- ・教職員・学生ともに、海外渡航を禁止する。

※上記①②で渡航が許可された場合でも、渡航先の国・地域における新型コロナウイルスの感染状況が著しく悪化した（例：感染症危険情報レベルの引き上げ）等により、渡航者の安全確保及び研究活動が困難であると本学が判断し、渡航の中止や帰国を命じた場合には、速やかに応じること。

6. 施設利用

(1) 図書館

基本的な感染対策を講じつつ、感染状況に応じた対応を行う。

(2) 情報処理教室

基本的な感染対策を講じつつ、感染状況に応じた対応を行う。

(3) ラーニングcommons、グローバルcommons、スチューデントcommons

感染予防対策を施したうえで、利用することができる。イベント等の責任者が必要と判断する場合は、マスク着用を強く推奨する場合がある。

(4) F工房

感染予防対策を施したうえで、利用することができる。マスク着用については、スタッフからの口頭、掲示、配付物等による説明がある。

(5) グラウンド、体育館

実施する運動・スポーツの特性を踏まえ、感染予防対策を講じたうえで、本学の活動指針に応じ、利用する。

また、その他、スポーツ庁、各スポーツ関係団体が示すガイドラインを参考に必要な取組を行う。

(6) 保健管理センター

咳・咽頭痛・発熱など体調不良時には、大学への入構や外出は控え、体調不良が続く場合は、学外の医療機関を受診すること。

大学入構後に、咳、咽頭痛、発熱など体調不良が発生した受診者には、状況に応じて保健管理センター内で新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザの抗原定性検査キットを使用した診療等、適切な対応を行う。その他については、通常どおり対応する。

(7) 寮

①マスクの着用について

マスク着用を求めないことを基本とするが、個人の判断により着用しても差し支えない。ただし、次の場合はマスク着用を強く推奨する。

- ・体調不良時

 - 咳・咽頭痛・発熱等の体調不良時

- ・感染防止対策が不十分な場合

 - 換気等が不十分な環境において、多数の寮生が集まる場合

②検温について

毎朝夕の点呼前に検温し（体温計は各自持参）、寮生自身による健康観察とする。なお、咳・咽頭痛・発熱等の症状がある場合は、学生部（寮務担当）に報告する。

③食堂の利用について

- ア. 食事の前には石鹸での手洗い又は手指の消毒を行ってから配膳を受ける。

- イ. 利用人数の上限は、食堂収容人員の人数とする。

ウ. 食事中の会話は控える。

エ. ビュッフェ形式での食事提供は「5類」への引き下げ（5月7日まで（2類相当の間））まで引き続き禁止する。ただし、ごはん・味噌汁の提供は手指消毒液を設置のうえ、セルフサービスでの提供とする。

オ. 利用状況などを勘案し、必要に応じてパーティションを設ける。

④施設・設備の運用について

以下の施設は感染予防対策を施したうえで、利用する。

- ・ 追分寮：自習室(一部)、ロビー、和室、会議室
- ・ 葵寮：卓球室、談話室、ロビー
- ・ 神山寮：自習室、トレーニングルーム、ミーティングルーム
- ・ 津ノ国寮：自習室
- ・ 五常寮：合宿室
- ・ 賀茂川寮：集会室、談話スペース

⑤その他

ア. 寮内は定期的に換気を行う。

イ. 抵抗力、免疫力を高めるために十分な睡眠、バランスの取れた食事を摂取するよう指導する。

(8) 国際交流会館

①外出から帰宅した時は、直接自室に戻り手指の消毒を行う。

②体調不良の時はマスク着用を強く推奨する。また、他の寮生との接触を控え、必要に応じて会館事務室に常備している抗原定性検査キットを使用する。

③共同キッチンで飲食する場合は、大声での会話を控え静かに飲食する。

(9) 松の浦セミナーハウス・神山研修室棟

使用再開の場合は利用の手引きを遵守すること。

(10) むすびわざ館

①咳・咽頭痛・発熱（37.5℃以上）等の症状がある方、同居家族に陽性者がいる方の入館を制限し、来館を控えていただくようあらかじめ周知する。

②手洗い・手指消毒を推奨する。

③施設の清掃・消毒を徹底し、換気を実施する。

④マスクの着用は個人の判断に委ねる。ただし、マスクを着用せずに大声で会話することは控えていただき、咳エチケットを啓発する。また、次の場合はマスク着用を強

く推奨する。

- ・体調不良時
- ・その他、施設管理者やイベント等の責任者がマスク着用を強く推奨する場合は、その指示に従うこと。

(1 1) ギャラリー

- ①咳・咽頭痛・発熱（37.5℃以上）等の症状がある方、同居家族に陽性者がいる方の入館を制限し、来館を控えていただくようあらかじめ周知する。
- ②手洗い・手指消毒を推奨する。
- ③施設の清掃・消毒を徹底し、換気を実施する。
- ④マスクの着用は個人の判断に委ねる。ただし、マスクを着用せずに大声で会話することは控えていただき、咳エチケットを啓発する。また、次の場合はマスク着用を強く推奨する。
 - ・体調不良時
 - ・その他、施設管理者やイベント等の責任者がマスク着用を強く推奨する場合は、その指示に従うこと。

(1 2) 食堂等厚生施設

- ①利用の混雑状況により、入場制限をかける場合がある。
- ②入退出時（入退出時の行列含む）においては、人と人との十分な間隔を確保する。
- ③食堂では、必要に応じてパーティションを設ける。
- ④食堂では、大皿での取り分けによる食品提供を行わない。
- ⑤従業員と利用者の間は、飛沫防止パネル等の仕切りを設けて遮断する。
- ⑥食券販売以外の精算時、金銭・レシートの授受はコイントレーを介して行う。
- ⑦利用者には食事中の会話を控えるよう周知する。
- ⑧ホール内は定期的な換気及び更なる換気促進のための空気の流れを作る。
- ⑨従業員や出入り業者においても発熱や風邪症状など体調不良がないことを確認するなど、衛生面や健康面の管理を徹底する。

(1 3) その他の施設

施設の態様や用途に応じて、必要な感染防止策を講じる。

(1 4) キャンパス内の清掃、消毒等

キャンパス内の清掃、消毒等について、活動指針レベルと場所に応じて対応する。

(例)

- ・ 建物玄関には消毒液を設置する。
- ・ 教室等の消毒については、教員室に除菌シートを配備しておく。
- ・ トイレについては、便座シートクリーナーを設置する。

7. その他

(1) 交通対策

バス車内での感染を避けるため、バスの運行は次のとおりとする。

- ① シャトルバスについて、車内が混雑することがあることから、当面の間、時間帯を問わずマスク着用を強く推奨する。
- ② JR、私鉄、地下鉄、路線バス等は、各事業者の案内に従う。